平成２３年（フ）第１２６号
大阪府泉佐野市鶴原1812番地の３水野荘５
債務者　山内　啓敬
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
大阪府泉大津市虫取町２丁目２番３―506号、前住所大阪府堺市南区鴨谷台３丁２番８―101号
債務者　石飛　征人
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
大阪府貝塚市橋本1000番地
債務者　梅本　博徳
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目33番２―503号
債務者　西原　正美（旧姓信貴）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番25―203号
債務者　森岡　道子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６号
福岡県大牟田市宮原町２丁目13番地２
債務者　荒瀬　栄子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５１号
長崎県長崎市十人町８番２号
債務者　塚本　晴夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
長崎県長崎市十人町８番２号
債務者　塚本　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
山口県宇部市大字西万倉352番地
債務者　長谷川　亮
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２２号
香川県丸亀市津森町453番地１　津森ハイツA15号
債務者　大森　凡美
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３２７号
北海道苫小牧市汐見町３丁目６番３号
債務者　小岩　純子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５３号
仙台市太白区大谷地５番48号
債務者　澁谷　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
仙台市太白区大谷地５番48号
債務者　澁谷　美香
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１８号
千葉県市川市中国分４丁目７番14号
債務者　島崎　　良
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２４号
千葉県習志野市谷津５丁目17番５号　ＮＪコーポ106号
債務者　伊澤　信次
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番10棟202号
債務者　櫻井美智子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
千葉県八千代市緑が丘１丁目２番地19東洋リビング緑が丘ビルＳＫＭ803
債務者　柚山　留美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係